

# 給水装置工事の手引き

度会町 水道課

平成29年3月 策定



1. 給水装置工事の申込み	1
1-1 工事種別	1
1-2-1 給水装置の種類	2
1-2-2 集合住宅での給水装置について	2
1-3 その他	2
2. 給水装置工事の設計・施工	2
2-1-1 引込管新設工事について	2
2-1-2 既設引込管撤去工事について	3
2-2 使用材料について	4
2-3 土工について	4
2-4-1 推進工法での配管について	4
2-4-2 水路等構造物・地下埋設物等の横断について	4
2-5 その他	5
3. 受水槽方式による給水	5
4. 配水管について	5
5. 利害関係人について	6
6. 給水装置工事の変更・取消し	6
7. 関係機関協議について	6
7-1 道路使用について	6
7-2 道路・河川・水路等の占用等について	6
7-3 地下埋設物について	7
7-4 地元、消防署、その他機関について	7
8. 区域外給水について	7
9. 提出書類について	7
10. 工事の流れ	9
11. 加入者分担金・設計審査手数料	9
12. 配水管布設工事（承認工事）について	10
12-1 設計・施工について	10
12-2 関係機関協議について	11
12-3 提出書類について	11
12-4 手数料	11



## 1. 給水装置工事の申込み

給水装置工事をしようとする者は、指定給水装置工事業業者（以下「指定工事店」と言う。）に依頼し、当水道事業の許可を受けなければなりません。依頼を受けた指定工事店は、当水道事業に工事の申込みをし、工事設計について審査を受け、これに合格した設計に基づいて工事を行ってください。軽微な修理を除き、許可を受けずに工事を行った場合、給水停止や過料に処せられることがあります。

工事に要する費用はすべて申込者の負担となります。

提出書類における関係者の署名、押印は申込者の責任で行ってください。また、適正な設計施工および事務手続きが円滑に行われるように、当水道事業のほか関係機関と事前協議を行ってください。

本来、給水装置とは、配水管から分岐して引き込まれた給水管とそれに直結している蛇口などの給水用具のことを言いますが、当水道事業では主として、配水管の分岐部分から止水栓（仮にこの範囲部分を「引込管」と呼称する。）および量水器までについて管理・指導を行っているため、提出書類への記載は引込管および量水器までとし、敷地内管の部分については不要とします。

### 1-1 工事種別

#### (1) 新設

- ① 新たに引込工事を行い、給水を受けるとき
- ② 分譲開発等で先行設置した引込管を利用し、新たに給水を受けるとき

#### (2) 移設

- ① 既設の引込管を撤去し、新たに同じ敷地の他の場所で引込工事を行い、給水を受けるとき
- ② 既設の引込管を撤去し、新たに他の敷地で引込工事を行い、給水を受けるとき
- ③ 敷地内において、既設の引込管を利用して量水器の位置を変更するとき

①及び②の場合は、既設引込管は配水管との分岐部分にて切離すこと。ただし、当該箇所が道路改良による道路形状の変更などにより、当水道事業が配水管を布設替える計画があるときは、既設引込管の切離しは配水管との分岐部分でなくてもよいものとする。

②の場合は、申込書の「設置場所」欄の上段に移設先の設置場所、下段に現在の設置場所を記入すること。

③の場合で、量水器の位置が大きく変わるときは、敷地境界から 1.0m 以内の位置に一次バルブを設置すること。

#### (3) 口径変更

- ① 既設量水器を増径するとき
- ② 既設量水器を減径するとき

新たな引込工事を伴う場合は、既設引込管を配水管との分岐部分にて切離すこと。

#### (4) 撤去

- ① 引込管を撤去し、今後一切の給水を受けないとき

既設引込管を配水管との分岐部分にて切離し、量水器を返却すること。

臨時栓である場合も申込者の負担で既設引込管を配水管との分岐部分にて切離すこと。

#### (5) 分譲団地（特例）

※ 土地利用計画が決まっており、将来（おおむね 3 年以内）に給水の予定がある場合において申込みことができる。そのため、具体的な土地利用計画もなく単に舗装工事が行われるという理由では申込みことはできない。

### 1-2-1 給水装置の種類

- (1) 専用栓  
1世帯で専用するもの
- (2) 消火栓  
公設、又は私設として消防用に使用するもの
- (3) 臨時栓  
工用などで臨時に使用するもの  
水道料金は臨時の適用となります

### 1-2-2 集合住宅での給水装置について

- (1) 専用栓
  - ・集合住宅等の世帯数にかかわらず、建物全体を1戸として扱い、親メーターのみを設置します。
  - ・加入者分担金は、設置する親メーターの口径による金額を徴収します。
  - ・水道料金は、親メーターにより計量し、料金納入義務者へ一括請求します。
  - ・3階以上の建物について1・2階は直圧での給水とし、3階以上については個別受水槽での給水とします。
  - ・直結増圧式（給水管の途中に増圧装置を取付けて、受水槽を経由しないで直接高層階へ給水する方法）による給水方法は、当水道事業では採用していません。

### 1-3 その他

- ・工事予定年月日は、道路使用許可や地元等への通知を考慮した上での日付を記入すること
- ・移設・口径変更・撤去の場合は、給水装置所有者を確認すること
- ・配水管本管の布設を行うときは、配水管布設工事申込書を提出すること
- ・直圧での給水は2階までとする
- ・引込管の設置工事のみを行って量水器を設置しないことはできません
- ・移設の際に新旧建物の新築と解体双方で水が必要であるときは、まず移設先住所の「新設・臨時栓」を申込み、その後「撤去・臨時栓」と「移設・専用栓」を同時に申込みすること
- ・道路が行き止まりの場合を除き、引込管は道路に対して縦断で布設することができないので、縦断配管が必要な場合は、配水管（口径25ミリ以上）を布設した上でその配水管から引込管を分岐すること

## 2. 給水装置工事の設計・施工

給水装置工事申込書に設計図を添付し、設計審査を受けた施工方法で工事を行ってください。なお、正当な理由かつ事前の協議なく、承認を得た工法以外で施工をした場合は、指定の取消し若しくは指定の停止に処せられるので注意してください。

施工は、給水装置主任技術者若しくは給水装置主任技術者の指導監督下にある作業員が行ってください。

関係機関の許可や協議・立会い等、必要な諸手続きを行い施工してください。施工中、万一不測の事故や埋設物の破損等が発生した場合は、直ちに警察署や道路・水路管理者、埋設物の占有者等に連絡し、その指示に従ってください。当水道事業へは事後、報告をしてください。

### 2-1-1 引込管新設工事について

新設・移設・口径変更・分譲開発に伴い新たに引込工事を行うときは、次の事項に留意してください。

- (1) 配水管からの分岐について
  - ・分岐方法は、配水管口径がφ40mm以上の場合はサドル分水栓及び不断水分岐丁字管、φ40mm未満の場合はチーズとすること
  - ・原則として分岐の口径は、配水管の口径より小さい口径とすること
  - ・サドル分水栓の取付け間隔は0.3m以上とすること
  - ・配水管からの引込管分岐位置において、舗装本復旧後標示ピン（青色）を設置すること（県道は除く）

- ・ 本管からの分岐作業、又は既設引込管の圧着等の作業を行うときには、断水となる家屋には事前に断水を周知し、圧着解放後の濁り水について排水作業を十分行うこと
- ・ 当水道事業の水道管以外から分岐を行わないよう十分注意すること
- ・ 配水管の管種や口径、その他状況に異変があるときは、当水道事業に連絡すること

(2) 引込管・量水器について

- ・ 特別の事情がない限り配水管に対して直角に引込管を布設し、量水器を設置すること
- ・ 引込管の埋設深さは管上0.6m以上とすること（町道・字道以外は当該道路等管理者の指示による）
- ・ 他の構造物または埋設物との間に、原則0.3m以上の離隔をとること
- ・ 原則として、量水器と引込管は同一の口径とすること  
ただし、φ13mmの量水器のときは将来性の観点からφ20mmの引込管とし、止水栓手前でφ13mm口径を落として設置すること。
- ・ 量水器は敷地境界から1.0m以内で、かつ検針に支障のない場所に設置すること  
ただし、維持・管理上当該位置に量水器の設置が不可能な場合は、当水道事業が認めた場合に限り、当該範囲内に一次バルブを設置し、量水器を最寄の位置に設置できる
- ・ 引込管が設置されたら、一週間以内に量水器を設置すること
- ・ 配水管からの分岐引き込みは、一つの建物につきまたは同一敷地内の建物群につき1箇所とすること  
ただし、二世帯住宅または新家の場合は除く
- ・ 量水器口径25mm以上の場合は、道路内に仕切弁を設置し、量水器二次側に逆流防止用の弁を設置すること。

2-1-2 既設引込管撤去工事について

移設・口径変更・撤去に伴い、既設引込管の撤去工事を行うときは、全額申請者負担となります。

共用栓各戸メーターの移設または撤去の場合は、原則として、同時に全部のメーターを移設または撤去してください。

既設引込管を配水管との分岐部分にて切離す場合において、分岐部分がチーズであるときは、その部分を切り取り、配水管を直線にしてください。分岐部分がサドル分水栓のときは、コックを閉めキャップをしてください。

(1) 移設の場合

	専用栓／親メーター	共用栓各戸メーター		臨時栓
		全部移設	一部移設	
既設引込管の撤去方法	配水管との分岐部分にて切離し	配水管との分岐部分にて切離し	メーターバルブを撤去しキャップ打ち	――
費用負担	申込者	申込者	申込者	――

(2) 口径変更(増径)の場合

	専用栓／親メーター	共用栓各戸メーター		臨時栓
		引込本管の口変	各戸メーターの口変	
既設引込管の撤去方法	配水管との分岐部分にて切離し	配水管との分岐部分にて切離し	引込本管との分岐部分にて切離し	――
費用負担	申込者	申込者	申込者	――

(3) 口径変更(減径)の場合

	専用栓／親メーター	共用栓各戸メーター		臨時栓
		引込本管の口変	各戸メーターの口変	
既設引込管の撤去方法	宅地内で減径	宅地内で減径	宅地内で減径	——
費用負担	申込者	申込者	申込者	——

(4) 撤去の場合

	専用栓／親メーター	共用栓各戸メーター			臨時栓
		全部撤去	一部撤去	一部移設後に残り撤去	
既設引込管の撤去方法	配水管との分岐部分にて切離し	配水管との分岐部分にて切離し	メーターバルブを撤去しキャップ打ち	配水管との分岐部分にて切離し	配水管との分岐部分にて切離し
費用負担	申込者	申込者	申込者	申込者	申込者

2-2 使用材料について

- ・引込管については、VP 又は水道用ポリエチレン管（二層管・JIS K6762）を使用すること
- ・VP については、管・継手共にHI（耐衝撃性硬質）のものを使用すること
- ・サドル付分水栓は、ボール式を使用すること
- ・量水器の道路側に設置する止水栓は、支給品を使用すること
- ・メーターボックスは、支給品を使用すること
- ・一次バルブを設置する場合は、40mm以下は青銅製埋設用仕切弁（ソフトシール）（左回し開）を、50mm以上はソフトシール仕切弁（右回し開）を使用する。
- ・使用材料はJWWA、JIS、自己認証の規格品および準拠品とすること（メーカーは問わない）

2-3 土工について

(1) 町道・字道・農道の場合

- ・砂の埋戻しは管の上下0.1mとし、その上は全てRC-40等の碎石の埋戻しとすること
- ・舗装仮復旧は即日に行い0.03m以上とし、十分養生してから本復旧を行うこと
- ・舗装本復旧等は道路管理者の指示に従うこと

(2) 県道の場合

当水道事業職員が関係部署と協議しますので指示に従ってください。

(3) 水路敷等の場合

当該水路管理者等の指示に従ってください。

特段の指示がないときは、町道・字道・農道の方法に準じてください。

2-4-1 推進工法での配管について

推進工法で配管する場合は、関係機関に地下埋設物の確認を行い、かつ推進工事の許可を得てください。靴管を用いるときは、切口の面取りを十分に行い、切口と引込管が接触しないように保護策を講じてください。

2-4-2 水路等構造物・地下埋設物等の横断について

(1) 開渠水路の場合

原則として、構造物から適切な間隔(0.3m以上)を設け下越して配管すること。

ただし、水路断面または深度が過大な場合や水路床構造物が存しない場合など、構造物の下越しが困難で



あると判断されたときは、上越し配管することができるが、その場合は事前に水路管理者と協議し了解を得ること。

＜上越し配管の方法＞

露出部分の引込管を SGP-VD で配管し、その管に保温材を巻くこと。

(2) 暗渠水路・地下埋設物の場合

原則として、引込管と構造物との離隔が 0.3m 以上かつ引込管の土被りが 0.6m 以上のときは、上越しで配管することができるが、そうでないときは下越しで配管すること。

ただし、暗渠水路について断面または深度が過大な場合や水路床構造物が存しない場合など、構造物の下越しが困難であると判断されたときは、上越し配管またはコアを開けてその中に配管することができるが、コア開け配管をする場合は事前に水路管理者と協議し了解を得ること。

＜離隔・土被りが取れない場合の上越し配管の方法＞

引込管を VP から SGP-VD に変換した後、エルボを 4 個使用し上越しを行い、SGP-VD から VP に再度変換する。

＜コア開け配管の方法＞

横断部分の引込管を SGP-VD で配管し、コアと引き込み管の間隙はモルタル等で埋める。

2-5 その他

施工にあたっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。

3. 受水槽方式による給水

次のような場合は、受水槽を設置してください。

- ・ 一時に多量の水を必要とする場合
- ・ 常時一定の水量・水圧を必要とする場合
- ・ 3 階以上の建物へ給水を行う場合
- ・ 量水器の取替え又は工事による断水時や給水制限の際に、重大な支障をきたす恐れのある場合
- ・ 当水道事業が必要と判断する場合

受水槽は、量水器より宅内側に設置してください。

貯水槽水道施設調査票を提出してください。また、水槽容量が 10m<sup>3</sup> を超えるときは、別途所定の様式により三重県知事（南勢志摩地域活性化局）へ簡易専用水道の報告をしてください。

なお、設置後の受水槽の維持、点検および受水槽以降の水質は、その設置者が責任を持って管理してください。また、設置後に廃止や休止等の変更があった場合は、別途所定の様式により届け出てください。

4. 配水管について

口径が φ25mm 以上の管を配水管とし、φ25mm 未満の管は配水管とみなしません。

(1) 配水管の口径と量水器数

配水管の口径により分岐できる量水器の基準個数を次表のとおりとするが、配水管が循環している場合は、該当個数に 1.5 を乗じた数とする。

なお、周囲の建物および配水管の状況を考慮し、基準個数は増減することがある。

配水管口径	φ13mm 量水器	φ20mm 量水器	φ25mm 量水器	φ30mm 量水器	φ40mm 量水器
φ25mm	5	2			
φ30mm	8	3	1		
φ40mm	16	5	3	2	
φ50mm	29	9	5	3	2

## (2) 配水管の口径と距離

配水管の口径により水圧を確保できる標準距離を次表のとおりとする。

口 径	φ 25mm	φ 30mm	φ 40mm	φ 50mm
距 離	80m	90m	130m	170m

\*有効 40m、損失を 15m以下とした場合

## 5. 利害関係人について

他人の土地の使用あるいは給水装置からの分岐は、利害関係人同士の問題であり、当水道事業は直接関与できませんが、工事中または工事後のトラブル防止のため、関係書類を提出してください。

他人の土地を通過して給水装置を設置しようとする場合、または他人の土地に給水装置を設置しようとする場合は、土地使用承諾書を提出してください。

他人の引込管から分岐して給水装置工事を行う場合は、給水装置分岐承諾書を提出してください。

## 6. 給水装置工事の変更・取消し

### (1) 変更の場合

申込書提出後に提出書類の記載事項や施工方法等の変更がある場合は、速やかに給水装置工事変更届及び必要書類を提出してください。

### (2) 取消しの場合

申込書提出後に工事を取消す場合は、速やかに給水装置工事取消届を提出してください。

既に設計審査手数料が納入されているときは、同手数料の返却はしません。

加入金の納付書が通知されているときは、速やかに同納付書を返却してください。加入金が納入されている場合において、工事が未着手の場合のみ加入金は返還されます。また、給水装置が設置済みのときは取消届は受理しませんので、給水装置工事申込書の撤去の申込みを行ってください。

## 7. 関係機関協議について

### 7-1 道路使用について

道路掘削を伴う場合は、道路使用許可(伊勢警察署)が下りてから施工してください。許可証は携帯し、条件を遵守して施工してください。また、事前に地元区長・自治会長および近隣住民への周知を行い、保安設備や工事案内等を適切に設置して施工してください。

道路使用許可(伊勢警察署)への申請に係わる書類(位置図・設計図・保安設備設置図・工程表等)を当水道事業へ6部提出してください。

申込者が道路使用許可申請を伊勢警察署へ提出してください。許可が下りたら、許可証と条件事項の写しを当水道事業へ提出してください。

### 7-2 道路・河川・水路等の占用等について

県道、河川(堤防及び堤防下)、町道、土地改良区用地(施設敷地及び水路)、赤道等で工事をする場合は、当該管理者から占用または施設使用等の許可を得る必要があります。

占用位置や施工方法、舗装復旧方法・面積については、当該機関と協議してください。(県道、河川の許可申請は当水道事業が行いますので、申請に必要な書類(位置図・設計図・写真・工程表・承諾書等の必要書類)を当水道事業へ3部提出してください。許可が下りるまで2週間から4週間程度かかるので、余裕を持って書類の提出をしてください。

町管理への申請に係わる書類の写しを当水道事業へ1部提出してください。

地元の土地改良水路などの場合で、口頭許可で文書がないときは、協議経過書(任意様式)を給水装置工事申込書に添付してください。

### 7-3 地下埋設物について

必ず、掘削付近の地下埋設物の確認を行い、関係機関の指示に従って協議・立会い・書類提出等を行ってください。

施工中に他の地下埋設物を損傷するなどあった場合は、申込者と当該機関において処理し、工事完成届にその報告書を添付してください。

<一部参考>

電気ケーブル : 中部電力(株)伊勢営業所 0120-985-330  
 電話ケーブル : (株)NTT西日本一東海 0120-103-579  
 水道管 県営水道 : 三重県企業庁南勢水道事務所 0598-38-2497

### 7-4 地元、その他機関について

地元区長・自治会長、周辺住民へは、施工業者が責任を持って連絡・周知してください。

## 8. 区域外給水について

### (1) 申込み住所が度会町水道事業の給水区域で、他水道事業体から給水を受ける場合

度会町水道事業の給水区域に住所地があり、同地に接する道路に配水管がない、又は同地から遠く離れた場所に配水管があるという状況で、他水道事業体から給水を受けたいときに行います。

区域外給水は、度会町水道事業から給水可能となるまでの暫定的なものであり、同地まで配水管が布設され度会町水道事業から給水可能となったときは、申込者の責任・負担で給水切替工事を行わなくてはなりません。

- ① 給水装置工事申込書に誓約書(区域外給水)を添付して提出してください
- ② 度会町水道事業が区域外給水が妥当であると判断した場合、度会町水道事業から他水道事業体へ区域外給水の依頼を行います。  
 しかし、妥当でないと判断した場合は、度会町水道事業の配水管から承認工事を行い給水してください
- ③ 他水道事業体から区域外給水の許可が下りたら、他水道事業体の指示に従い工事を行ってください  
 しかし、許可が下りなかった場合は、度会町水道事業の配水管から配水管布設工事(承認工事)を行い給水してください

### (2) 申込み住所が他水道事業体の給水区域で、度会町水道事業から給水を受ける場合

他水道事業体から度会町水道事業へ区域外給水の依頼があり、度会町水道事業が区域外給水を妥当であると判断した場合は、度会町水道事業へ給水装置工事申込書を提出してください。様式や施工はすべて度会町水道事業の仕様で行ってください。

## 9. 提出書類について

### (1) 給水装置工事申込書

給水装置工事をする場合に提出してください。

- [添付書類] 位置図(縮尺1/2000以上、給水装置設置場所を明示すること)  
 設計図(平面図・配管詳細図・道路横断面図・土工定規図を記載すること)  
 使用材料表(名称・形状寸法・規格・メーカー等を記載すること)  
 写真(現場の状況がわかるもの、配管位置を書き込むこと)

<工事種別による申込書の添付書類>

添付書類 \ 工事種別	新設	移設		口径変更	撤去
		移設先	移設元		
位置図	○	○	○	○	○
設計図	○	○	○	○	×
使用材料表	○	○	○	○	×
写真	○	○	○	○	○

<工事箇所による設計図の内容>

設計図 工事箇所	平面図	配管詳細図	断面図	土工定規図
道路掘削	○	○	○	○
敷地内掘削	○	○	○	×
メーター取付のみ	○	○	×	×

※ 平面図は方位を明記し、かつ敷地境界からのメーター位置（集合住宅においては一次バルブの位置）を明記すること

(2) 誓約書

他人の土地家屋に給水工事を行う時、他人の給水管から分岐して給水装置工事を行う時、または、区域外給水を受けたいときに提出してください。

(3) 土地使用承諾書

他人の敷地に給水装置を設置する場合に提出してください。

[添付書類] 位置図（使用する土地を赤色で明示すること）

土地の所有者が確認できるもの（固定資産税課税台帳登録事項証明書等）

(4) 給水装置分岐承諾届

申請地の近隣に配水管が無く、他人の給水装置から分岐して給水装置を設置する場合に提出してください。

[添付書類] 位置図（使用する土地を赤色で明示すること）

平面図

(5) 貯水槽水道施設調査票

受水槽を設置する場合に提出してください。

また、水槽容量が10m<sup>3</sup>を超える場合は、別途所定の様式により三重県知事（南勢志摩地域活性化局）へ報告してください。

(6) 給水装置工事完成届

量水器設置および舗装本復旧が完了したら、**1週間以内**に提出してください。

撤去工事も完了後**1週間以内**に提出してください。

[添付書類] 位置図（縮尺1/2000以上、給水装置設置場所を明示すること）

完成図（平面図・配管詳細図・道路横断面図・土工定規図を記載すること）

工事写真 ①着手前、②完了後、③本管理設位置（境界からの距離・深さ）、④引込管分岐工、  
⑤止水栓・量水器の周辺部、⑥埋戻工（砂）、⑦埋戻工（砕石）、⑧舗装仮復旧工  
⑨舗装本復旧工（基層）、⑩舗装本復旧工（表層）、⑪保安設備（ガードマン・看板）

県道の場合は上記写真に加えて、①舗装切断工、②0.2mごとの閉め固め状況、③路盤工、④乳剤散布、  
⑤合材舗設温度管理状況を添付し、2部提出すること。

※ 完成届を提出しないとき、又は虚偽の資料を提出したときは、指定の取消し若しくは指定の停止に処せられるので注意してください。また、完成届が未提出のときに、工事箇所で事故や漏水が発生したときの責任は、施工業者が負うこととなります。

(7) 給水装置工事変更届

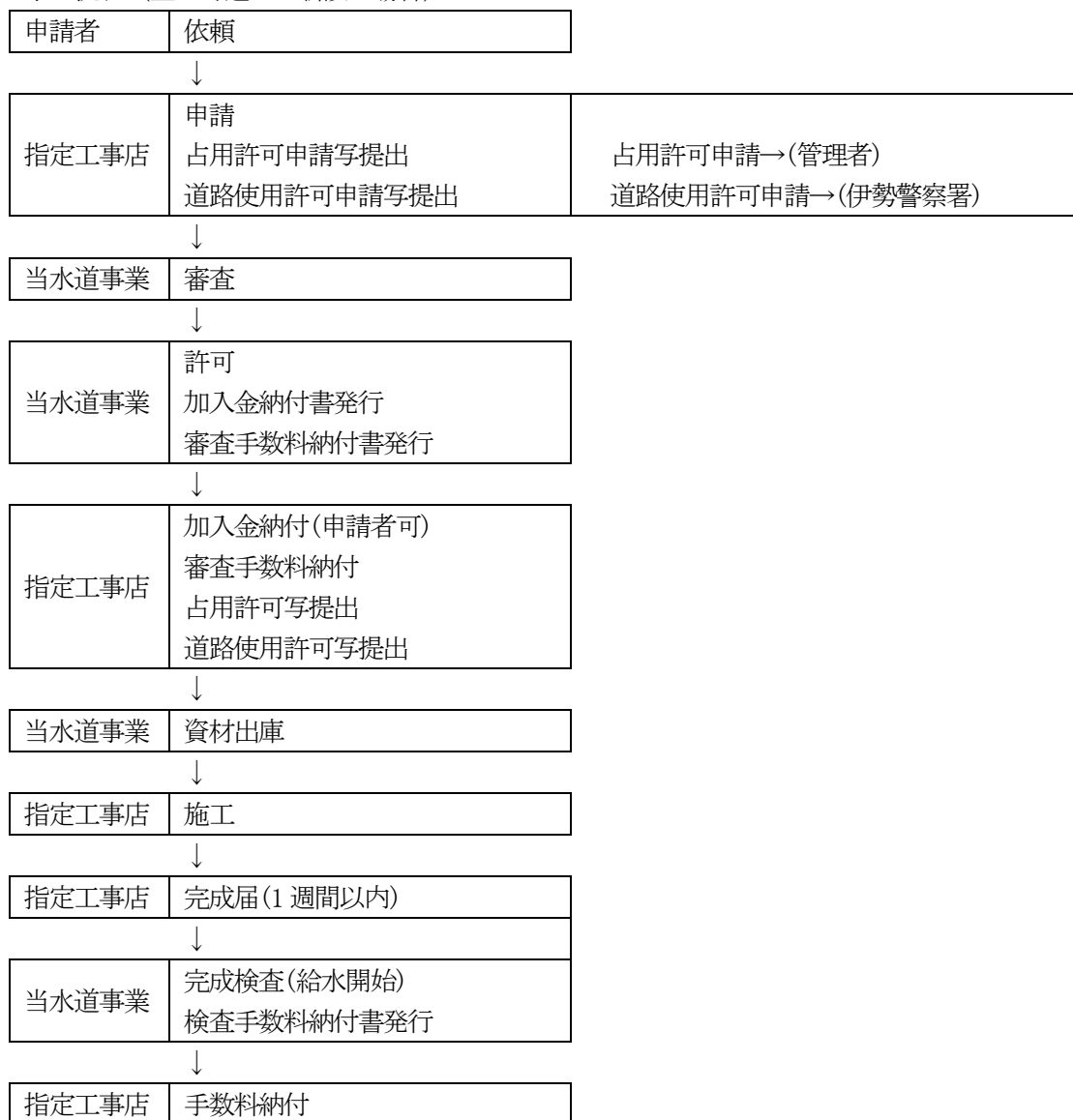
給水装置工事申込書を提出後、記載事項や施工方法の変更をする場合に提出してください。

[添付書類] 修正後の関係書類

(8) 給水装置工事取消届

給水装置工事申込書を提出後、工事を取消す場合に提出してください。

10. 工事の流れ（主に町道での新設の場合）



11. 加入分担金・設計審査手数料・完成検査手数料

給水装置工事の許可がおりたら、給水装置工事許可証とともに、加入者分担金・設計審査手数料の納付書を発行します。工事は、必ず加入者分担金・設計審査手数料を納付してから行ってください。

給水装置工事完成検査の後、完成検査手数料の納付書を発行します。

分担金及び手数料は納期限までに度会町役場出納室窓口または町指定の金融機関で納付してください。

(1) 加入分担金

次表により定める額を加入分担金として、給水装置工事申込者から徴収します。

口径	加入者分担金	うち消費税及び地方消費税の額(10%)
φ13mm	275,000 円	25,000 円
φ20mm	275,000 円	25,000 円
φ25mm	374,000 円	34,000 円
φ30mm	572,000 円	52,000 円
φ40mm	1,166,000 円	106,000 円
φ50mm	2,101,000 円	191,000 円

φ 75mm	5,467,000 円	497,000 円
φ 100mm	町長が決定する額	

口径変更(増径)の場合は、加入者分担金の差額が必要です。口径変更(減径)のときは差額の返還はしません。撤去の場合、加入者分担金の返還はしません。

(2) 設計審査手数料

指定工事店が給水装置工事を施工するときは、あらかじめ設計審査を受けなければなりません。

給水装置工事申込み1件につき1,000円を、施工する指定工事店から徴収します。

(3) 工事完成検査手数料

指定工事店が給水装置工事完成後に工事検査を受けなければなりません。

給水装置工事申込み1件につき1,000円を、施工する指定工事店から徴収します。

12. 配水管布設工事(承認工事)について

給水を受けようとする敷地に接する道路に配水管がないとき、または配水管があっても引込戸数・世帯によりその口径を増径する必要があるときは、町長の承認を得て、申込者の費用負担にて配水管布設工事または布設替工事を行わなければなりません。

布設する配水管の最小口径はφ25mmとしますが、前述の基準に適合しない場合は上位の口径にする必要がありますので当水道事業の指示に従ってください。

工事完成後の配水管は、当水道事業に移譲移管されます。

12-1 設計・施工について

(1) 配管について

- ・ 布設する配水管の口径は、「4. 配水管について」を参照すること  
 なお、口径はφ25mm、φ30mm、φ40mm、φ50mm、φ75mm、φ100mm、φ150mmを原則として使用すること
- ・ 原則として、配水管の埋設位置は官民境界から1.0m、埋設深度は管上0.6m以上とすること(町道・宇道以外は当該道路管理者の指示による)
- ・ 埋設標示テープを管上0.3mの位置に設置すること
- ・ 他の構造物または埋設物との間に、原則0.3m以上の離隔をとること
- ・ 交差点における仕切弁は、隅切りから交差点外へ1.0mの付近に設置すること
- ・ 配水管の管末は、引込管分岐部分から0.5m伸ばすこと
- ・ 道路が行き止まりの場合は、管末に排泥弁を設置すること(排泥管の口径は配水管呼び径の1/2とする最低口径は25mmとする)
- ・ HIVP(RR)での布設の場合は、チーズやバンドの前後のゴム輪継手部分に離脱防止金具をつけること

(2) 使用材料について

- ・ 使用材料はJWWA、JIS、自己認証の規格品および準拠品とすること(メーカーは問わない)
- ・ 使用材料の詳細については、次表のとおり口径別とする

布設口径 使用材料	φ 25 mm ・ φ 30 mm	φ 40 mm
直管	HIVP・水道用ポリエチレン管	HIVP(RR)・水道用ポリエチレン管
継手	HIVP 継手・ 水道用ポリエチレン管継手	離脱防止機構のあるVP 継手・ 水道用ポリエチレン管継手
仕切弁 仕切弁両側	青銅製埋設用仕切弁(ソフトシール) 可とう性継手(VP)・水道用ポリエチレン管継手	
橋梁・開渠水路 の添架	SGP-VD・保温材	

布設口径 使用材料	φ 50 mm	φ 75 mm以上
直管	HIVP(RR)・ 配水用ポリエチレン管(HPPE)	配水用ポリエチレン管(HPPE)・ ダクタイル鋳鉄管 GX 形
継手	離脱防止機構のある VP 継手・ 融着継手(HPPE)	融着継手(HPPE)・GX 継手
仕切弁 仕切弁両側	ソフトシール仕切弁, メカフランジ短管・ PE 挿し口付きソフトシール仕切弁	PE 挿し口付きソフトシール仕切弁・ GX 形ソフトシール仕切弁
橋梁・開渠水路 の添架	SGP-VD または DIP 等・空気弁	SUS または DIP 等・消火栓・空気弁

(3) 土工について (町道・字道の場合)

- ・ 砂の埋戻しは管上下 0.1m、それ以外は砕石の埋戻しとすること
- ・ 舗装仮復旧は 0.03m とし即日実施し、十分養生してから本復旧を行うこと
- ・ 舗装本復旧は、当該道路等管理者の指示に従うこと

12-2 関係機関協議について

「7. 関係機関協議について」を参照してください。

12-3 提出書類について

(1) 配水管布設工事(承認工事)申込書

配水管布設工事をする場合に提出してください。

- [添付書類] 位置図 (縮尺 1/2000 以上、給水装置設置場所を明示すること)  
 設計図 (平面図・配管詳細図・道路横断面図・土工定規図を記載すること)  
 使用材料表 (名称・形状寸法・規格・メーカー等を記載すること)  
 写真 (現場の状況がわかるもの、配管位置を書き込むこと)

(2) 配水管布設工事(承認工事)完成届

配水管布設工事が完了したら、1 週間以内に提出してください。

- [添付書類] 位置図 (縮尺 1/2000 以上、給水装置設置場所を明示すること)  
 完成図 (平面図・配管詳細図・道路横断面図・土工定規図を記載すること)  
 工事写真 ①着手前、②完了後、③本管理設位置 (境界からの距離・深さ)、④引込管分岐工、  
 ⑤止水栓・量水器の周辺部、⑥埋戻工 (砂)、⑦埋戻工 (砕石)、⑧舗装仮復旧工  
 ⑨舗装本復旧工 (基層)、⑩舗装本復旧工 (表層)、⑪保安設備 (ガードマン・看板)

(3) 配水管布設工事(承認工事)変更届

配水管布設工事申込書を提出後、記載事項や施工方法の変更をする場合に提出してください。

[添付書類] 修正後の関係書類

(4) 配水管布設工事(承認工事)取消届

配水管布設工事申込書を提出後、工事を取消す場合に提出してください。

12-4 手数料

(1) 設計審査手数料

指定工事店が配水管布設工事(承認工事)を施工するときは、あらかじめ設計審査を受けなければなりません。

配水管布設工事申込み計画戸数 1 戸につき 1,000 円を、施工する指定工事店から徴収します。

(2) 工事完成検査手数料

指定工事店が配水管布設工事(承認工事)完成後に工事検査を受けなければなりません。

配水管布設工事申込み計画戸数 1 戸につき 1,000 円を、施工する指定工事店から徴収します。